

7 商工業

○採石法

採取計画の認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	産業政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第33条	採取計画の認可	総合支庁	23	同一市町村の区域内の計画に係るものに限る。 (林地開発許可など他法令と合わせての移譲を検討する必要がある。)	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
2	第33条の5第1項	採取計画の変更認可	総合支庁	4			
3	第33条の5第2項	採取計画の変更認可、軽微な変更届	総合支庁	9			
4	第33条の5第4項	採取計画の変更認可、事項の変更届	総合支庁	4			
5	第33条の7第1項	認可の条件	総合支庁	1			
6	第33条の9	採取計画の変更命令	総合支庁	0			
7	第33条の10	休止・廃止の届出	総合支庁	3			
8	第33条の12	認可の取消等	本庁	0			
9	第33条の13	緊急措置命令等	総合支庁	0			
10	第33条の17	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令	総合支庁	0			
11	第34条の4第1項	聴聞の特例	本庁	0			
12	第34条の6	採石業者に対する指導及び助言	総合支庁	100			
13	第42条	報告徴収、立入検査	総合支庁	100			

○砂利採取法

採取計画の認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	河川課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
14	第16条第1項	採取計画の認可	総合支庁	38	① 砂利採取場の区域の全部が当該市町村に属するものに限る。 ただし次のものを除く。 ア 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域にかかるもの。 イ 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川保全区域にかかるもの。 ウ 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川予定地にかかるもの。 ② 河川区域及び河川保全区域並びに河川予定地から一定の距離の範囲内にある砂利採取場については、河川管理者との事前協議を処分に応じて行うこと。 ③ 処分等を行う都度、県への報告を求める。 ④ 砂利採取法、河川法及び海岸法等を熟知した職員が必要。 ⑤ 手数料等徴収条例の設定が必要。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村
15	第20条第1項	採取計画の変更の認可	総合支庁	4			
16	第20条第2項	軽微な変更の届出の受理	総合支庁	5			
17	第20条第3項	氏名等の変更の届出の受理	総合支庁	0			
18	第22条	認可採取計画の変更の命令	総合支庁	0			
19	第23条第1項	災害防止の措置の命令又は砂利採取の停止の命令	総合支庁	0			
20	第23条第2項	違反者に対する災害防止の措置の命令	総合支庁	0			
21	第24条	砂利採取の廃止の届出の受理	総合支庁	28			
22	第26条	採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止の命令	総合支庁	0			
23	第33条	報告の徴収(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)	総合支庁	5			
24	第34条第2項	立入検査等(砂利採取業者の登録又は知事が実施する巡視に係るものを除く。)	総合支庁	19			
25	第37条第1項	要請の受理	総合支庁	0			
26	第37条第2項	調査及び措置	総合支庁	0			
27	第41条第1項	砂利採取業者に対する指導及び助言(砂利採取業者の登録に係るものを除く。)	総合支庁	6			
28	第43条	国又は地方公共団体との協議	総合支庁	0			

○商工会法

商工会の設立認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	中小企業振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
29	第23条第1項	設立の認可	総合支庁	0	商工会の地区が同一市町村の区域内に係るものに限る。 (商工会の合併の状況に留意する必要がある。)	特例条例により酒田市、上山市、南陽市、川西町に移譲済み	商工会が存する市町村(酒田市、上山市、南陽市、川西町は済)
30	第23条第3項	意見の聴取	総合支庁	0			
31	第24条	認可又は不認可の処分及び通知	総合支庁	0			
32	第42条第5項	総会招集の承認	総合支庁	0			
33	第44条第2項	定款の変更の認可	総合支庁	5			
34	第49条	事業報告書等の受理	総合支庁	24			
35	第50条第1項	報告の徴収及び立入検査	総合支庁	13			
36	第51条第1項	警告及び処分	総合支庁	0			
37	第51条第2項	警告及び設立の認可の取消し	総合支庁	0			
38	第51条第3項	地区の変更又は解散の勧告	総合支庁	0			
39	第51条第4項	設立の認可の取消し	総合支庁	0			
40	第51条第5項	意見の聴取	総合支庁	0			
41	第52条第2項	解散の届出の受理	総合支庁	0			
42	第53条	清算人の選任	総合支庁	0			
43	第54条第1項	財産処分の方法についての認可	総合支庁	0			
44	第54条第2項	財産処分の方法についての認可	総合支庁	0			
45	第54条の3	清算終了の届出の受理	総合支庁	0			

○商工会議所法

商工会議所に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	中小企業振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
46	第7条第2項	特定商工業者の該当基準の引上げの許可	総合支庁	0	商工会議所の地区が同一市町村の区域内に係るものに限る。	特例条例により酒田市に移譲済み	商工会議所が存する市町(酒田市は済)
47	第10条第2項	法定台帳の作成期間の延長	総合支庁	0			
48	第10条第3項	法定台帳の作成期間の延長の通知	総合支庁	0			
49	第12条第1項	特定商工業者に対する負担金の賦課の許可	総合支庁	7			
50	第46条第5項	定款の変更の届出の受理	総合支庁	1			
51	第57条	収支決算等の報告の受理	総合支庁	7			
52	第58条第1項	報告の徴収及び検査	総合支庁	3			
53	第59条第1項	警告及び業務の一部の停止の処分	総合支庁	0			
54	第59条第4項	日本商工会議所からの意見聴取	総合支庁	0			

○中小小売商業振興法

商店街整備計画等の認定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	商業・県産品振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
55	第4条第1項	商店街振興組合等が作成する商店街整備計画の認定	本庁	0	No.65～67 中小小売商業振興法施行令第9条第1項～3項の認定等に関する事務も移譲の対象となる。	移譲に当たった条件等：計画の対象範囲が同一町村の区域内の場合に限る。	全町村
56	第4条第2項	事業協同組合等が作成する店舗集団化計画の認定	本庁	0			
57	第4条第3項	事業協同組合等が作成する共同店舗等整備計画の認定	本庁	0			
58	第4条第6項	商店街の中小小売商業者の近代化を支援するため特定会社等が作成する商店街整備等支援計画の認定	本庁	0			
59	第4条第8項	事業協同組合等が作成する共同店舗等整備計画、特定会社等が作成する商店街整備等支援計画を認定する際の所管大臣への協議	本庁	0			
60	第13条第1項	事業実施状況の報告の徴収	本庁	0			

○中小小売商業振興法施行令

商店街整備計画等の認定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	商業・県産品振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
61	第9条第1項	計画変更の認定	本庁	0	計画の対象範囲が同一町村の区域内の場合に限る。 No.59～63 中小小売商業振興法第4条第1項～3項、6項、8項の認定等に伴う事務		全町村
62	第9条第2項	認定の取り消し	本庁	0			
63	第9条第3項	認定の取り消し	本庁	0			

○中小企業等協同組合法

協同組合の設立の認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	中小企業振興課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
64	第9条の2の2	あっせん又は調停(調停案の公表及び審議会への諮問を含む。)	本庁	0	組合の地区が同一市町村の区域内に係るものに限る。 中小企業団体の組織に関する法律のNo.109,110及びNo.112～115の事務権限についても併せて移譲になる。		全市町村
65	第9条の2の3	組合員以外の者の利用の特例の認可及び取消し	総合支庁	0			
66	第27条の2第1項	組合の設立の認可	総合支庁	4			
67	第35条の2	役員の名又は住所の変更の届出の受理	総合支庁	114			
68	第48条(第69条において準用する場合を含む。)	組合の臨時総会の招集の承認	総合支庁	0			
69	第51条第2項	組合の定款の変更の認可	総合支庁	24			
70	第57条の5ただし書	余裕金運用の特例の認可	総合支庁	0			
71	第62条第2項	解散の届出の受理	総合支庁	8			
72	第66条第1項	組合の合併の認可	総合支庁	0			
73	第96条第5項	解散の登記の嘱託	総合支庁	0			
74	第104条第1項	不服の申出の受理	総合支庁	0			
75	第105条第2項	組合の検査	総合支庁	0			
76	第105条の2第1項	決算関係書類の受理	総合支庁	288			
77	第105条の3第1項	組合の一般的状況に関する報告の徴収	総合支庁	0			
78	第105条の3第2項	報告の徴収	総合支庁	0			
79	第105条の4第1項	組合の検査	総合支庁	1			
80	第106条第1項	法令の違反等に対し事業協同組合が必要な措置を採るべき旨の命令	総合支庁	0			
81	第106条第2項	解散の命令	総合支庁	0			
82	第106条第3項	組合の解散を命ずる旨の官報への掲載	総合支庁	0			

○中小企業団体の組織に関する法律

中小企業団体の組織に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		産業労働部	中小企業振興課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
83	第17条の2第1項(第33条において準用する場合を含む。)	組員以外の者の事業の利用の特例の認可	本庁	0			
84	第17条の2第2項(第33条において準用する場合を含む。)	組員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し	本庁	0			
85	第42条第1項	設立の認可	本庁	0			
86	第42条第3項	設立の認可の通知	本庁	0			
87	第42条第4項	設立のみなし認可の場合の認可に関する証明をすべきことの請求の受理	本庁	0			
88	第42条第5項	設立の認可の申請に関し関係行政機関に照会を発した旨の通知	本庁	0			
89	第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2	役員の氏名又は住所の変更の届出の受理	本庁	15			
90	第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第48条	臨時総会の招集の承認	本庁	0			
91	第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項	定款の変更の認可	本庁	1			
92	第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5ただし書	余裕金運用の特例の認可	本庁	0			
93	第47条第3項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項	解散の届出の受理	本庁	0			
94	第47条第3項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項	合併の認可	本庁	0			
95	第47条第3項において準用する中小企業等協同組合法第69条において準用する第48条	臨時総会の招集の承認	本庁	0			
96	第54条において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項	解散の登記の嘱託	本庁	0			
97	第67条	必要な措置の命令	本庁	0			
98	第69条第1項	解散の命令	本庁	0			
99	第69条第2項	解散の命令	本庁	0			
100	第69条第3項	解散の命令	本庁	0			
101	第69条第4項において準用する中小企業等協同組合法第106条第3項	解散を命ずる旨の官報への掲載	本庁	0			
102	第71条において準用する中小企業等協同組合法第104条第1項	不服の申出の受理	本庁	0			
103	第71条において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項	検査	本庁	0			

第9条ただし書により主務大臣(→政令により知事に委任)の認可を受けた商工組合で一市の市町村の区域内を地区とする場合又は第13条第2号により商店街組合がその地区の属する一の市の区域を地区として設立された商工組合連合会に限る。

全市町村

104	第71条において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項	決算関係書類の受理	本庁	34	
105	第92条	報告の徴収	本庁	0	
106	第93条第1項	立入検査	本庁	0	
107	第96条第8項	商工組合から事業協同組合への組織変更の届出の受理	本庁	0	中小企業等協同組合法に関する事務権限の移譲に併せて移譲になる。
108	第97条第2項において準用する第96条第5項	事業協同組合から商工組合への組織変更の認可	本庁	0	
109	第101条の2第3項	経済産業大臣に対する協議	本庁	0	
110	第95条第7項	事業協同組合等から協業組合への組織変更の届出の受理	本庁	0	
111	第96条第5項	商工組合から事業協同組合への組織変更の認可	本庁	0	
112	第97条第2項において準用する第96条第8項	事業協同組合から商工組合への組織変更の届出の受理	本庁	0	
113	第100条の11	事業協同組合から株式会社への組織変更の届出の受理	本庁	0	